

官報

号外

昭和五十六年四月十七日

第九十四回国会 衆議院会議録 第十九号

昭和五十六年四月十七日(金曜日)

議事日程 第十七号

昭和五十六年四月十七日

午後一時開議

- 第一 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
議員請暇の件

- 日程第一 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第二 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 正する法律案(内閣提出)
商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(福田一君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

近藤豊君及び佐々木良作君から、四月二十三日より五月八日まで十六日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

日程第一 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長佐藤守良君。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤守良君登壇〕

○佐藤守良君 ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案

気通信法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、電話の通話料の遠近格差の是正等を図るため、遠距離の通話料を引き下げるとともに、日曜日及び祝日に係る通話料を法定料金より低く定めることができることとするほか、公衆電気通信業務の円滑な運営を確保するため、加入電話加入者の数が著しく減少した集団電話について、日本電信電話公社が加入電話の種類を変更することができることとする等、所要の改正を行おうとするものであります。

その主な内容は、
第一に、通話地域間距離が五百キロメートルを超える遠距離の通話料を引き下げること、
第二に、通話地域間距離が六十キロメートルを超える通話の日曜日及び祝日に係る料金を、郵政大臣の認可を受けて法定の料金より低く定めることができること、
第三に、電話使用料について、加入電話加入者が市町村等の法人であっても、老人福祉電話等、郵政省令で定めるもの限り、住宅用を適用すること、
第四に、集団電話について、公社は、当該集団電話の加入者数が加入申し込みに必要な数の十分の一に満たなくなった場合において、その集団電話の交換設備の老朽化等により役務を提供することが困難な事情が生じたときは、郵政大臣の認可を受けて、その集団電話につき加入電話の種類を変更することができること、
以上のほか、
共同電話の種類及び度数料金と定額料金の局の区別を廃止すること、
電話交換取扱者資格試験の受験資格及び受験手数料の額の決定方法を改正すること、
その他所要の規定の整備を行うこと
等となっております。

本案は、去る三月三日本委員会に付託され、四月一日山内郵政大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨十六日質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しまして、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第二、産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長森中守義君。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔森中守義君登壇〕

○森中守義君 ただいま議題となりました産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、産炭地域は、昭和三十年代におけるエネルギーの流体化革命に伴う炭鉱の相次ぐ閉山により、失業者の滞留、生活保護世帯の急増、地方財政の窮乏等の影響を受け、地域社会崩

昭和五十六年四月十七日 衆議院會議録第十九号

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、商法等の一部を改正する法律案)についての奥野法務大臣の趣旨説明 商法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する 沢田広君の質疑

壞の危機に直面してまいりました。

このため、昭和三十六年に本法が制定され、政府は、諸般の産炭地域振興対策を推進してまいりましたが、過去の傷跡は余りにも深く、産炭地域は、今日、依然として疲弊を回復するに至らず、なお当分の間、諸般の産炭地域振興対策を継続することが必要となっております。

本案は、かかる実情にかんがみ、本法の有効期間を十年間延長すること等を内容とするものであります。

本案は、去る二月十二日当委員会に付託され、三月二十六日中通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を重ね、四月十六日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、六派共同提案による附帯決議が付されましたが、その内容は、今後設定される予定の経済生活圏の設定のあり方と当該地域における発展計画を計画的に推進するための措置、国の産炭地域振興基本計画等の見直しの必要性、産炭地域振興対策の目的達成を評価する判断基準の策定方針、関係各官庁等の連絡協調の一層の緊密化などであり、以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福田一君) この際、内閣提出、商法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣奥野誠亮君。

〔法務大臣奥野誠亮君登壇〕

○法務大臣(奥野誠亮君) 商法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近の経済情勢及び会社の運営の実態にかんがみ、会社の自主的な監視機能を強化し、その運営の一層の適正化を図る等のため、商法のうち主として株式会社に関する部分の一部及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の大部分を改正するとともに、これに関連して有限会社法の一部を改正しようとするものであります。その改正の要点は、次のとおりであります。

まず、商法につきましては、

第一に、株式の流通及びその管理の実態に照らして株式制度の合理化を図ることであり、そのため、株式会社の設立に際して発行する額面株式の金額及び無額面株式の発行価額は、五万円以上でなければならないものとして、株式の単位を引き上げることとしております。これに伴い、既存の上場会社につきましては、原則として、券面額の合計が五万円に当たる数の株式をもって株式の単位とし、この一単位の株式を有する株主についてのみ完全な株主の権利の行使を認め、一単位に満たない株式を有する株主については、利益配当請求権等の自益権のみの行使を認めるいわゆる単位株制度を採用することとしております。

第二は、株主総会の運営を適正化することであり、そのため、株主が株主総会における議題の提案をすることができるのと制度を新設すること等により、株主の権限を強化してあります。また、いわゆる総会屋の排除を図るため、株主権の行使に關して会社がその利益の供与を禁止し、その利益の供与を受けた者は、これを会社に返還しなければならないものとするにとともに、これに違

反して会社の計算でそのような利益の供与をした取締役等は刑罰に処することとしております。

第三は、監査役の監査権限を充実強化することであり、そのため、監査役は、取締役が法令または定款に違反する行為をし、またはするおそれがあると認めるときは、取締役会に報告しなければならぬものとし、必要があるときは、取締役会の招集を請求することができるものとし、また監査役の報酬及び監査費用を確保するための規定を設ける等の改正をしております。

第四は、会社の業務及び財務の内容の株主及び会社債権者への開示を強化することであり、そのため、営業報告書及び監査報告書の記載内容の充実を図ることとしております。

第五は、会社の資金調達を容易にするため、会社は、新株の引受権の付された社債を発行することができることとしております。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に關する法律につきましては、

第一に、会計監査人の監査を実施する大規模の会社の範囲を、資本の額が五億円以上または負債の合計額が二百億円以上のいずれかに該当するものに拡大することとしております。これは、大規模の会社の計算書類が不正に作成されることによってもたらされる社会的な影響の大きさにかんがみ、一定規模以上の会社は、会計に関する専門家の監査を受けることが適当であると考えられるからであります。

第二は、このような大規模の株式会社につきましても、会計監査人は、株主総会において選任するものとして、その地位を強化し、また監査役は二人以上でなければならないものとし、そのうち少なくとも一人は常勤の監査役でなければならないものとして、監査制度の一層の強化を図ることとしております。

第三は、このような大規模の株式会社におきましては、貸借対照表及び損益計算書については、会計監査人及び監査役のこれを適法とする意見があ

あったときは、株主総会の承認を受けることを要しないこととしております。これは、専門的かつ技術的な計算書類の内容の適否を一般の株主が判断することは困難であること及び計算書類については株主総会により選任された会計監査人及び監査役の厳重な監査がされ、かつ、その監査結果が監査報告書により株主に開示されることを考慮したものであります。

第四は、このような大規模の会社で株主の数が多いたるにつしましては、株主総会の招集の通知には、議決権の行使についての参考書類を添付しなければならないものとするにとともに、株主の議決権の行使を容易にするため、書面により議決権を行使することができることとしております。

最後に、有限会社法につきましては、商法の一部改正に伴い、これと関連する部分について、所要の整理をすることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(福田一君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。沢田広君。

〔沢田広君登壇〕

○沢田広君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました商法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問を行うものであります。

ようやく今回、商法の一部改正が提案に至った経過、その原点到を思いをいたさなければなりません。ダグラス、グラマン、ロッキード事件、多国籍企業の乱脈、不正経理、粉飾決算事件など、目に余るものがあつたことはすでに御承知のとおりであります。かくて、昭和四十九年、衆参の附帯決議とな

り、法務省において会社法の改正について検討を
始め、昭和五十四年五月二十二日、閣議了解によ
り、航空機懸念問題防止対策のため、政治の浄
化、政治倫理の確立、これを担保する制度の創設
が提言されました。これはいまだに実行されてお
りません。

加えて、企業の倫理、制裁法規の整備、監査制
度の充実、自主的監視機能の強化、多国籍企業に
よる海外不正支払い防止、公認会計士監査の充
実、経済界の自肅自制、賄賂罪の刑の加重、時効
期間の延長等が提言されたのであります。

この間、実に八年、ようやく日の目を見たので
ありますが、この間はもちろん、今日におきまし
ても、商道徳の退廃、企業の国民に対する背信行
為、不正経理の乱発、まさに魘魅跳梁のさまはき
わめて遺憾であり、この間の自民党政府の責任
は、重かつ大と言わなければなりません。(拍手)

総理も、この間、党内の総務会長九期、農林大
臣などにあつたわけでありましたが、この責任につ
いてどのように考えられますか、お伺いをする次
第であります。これは、私、社会党の主張のみで
はなく、国民全般の天の声であるという立場か
ら、明確に回答されることを期待するものであり
ます。

ちなみに、この間、北商のかずのこ事件しか
り、十全会、KDD、石油やみカルテル、平和、
大光相互銀行、日本発馬機、誠備グループ、日商
岩井の香港事件等々、例挙のいとまもありません。

商法は、六法の一つとして、わが国における商
行為についての骨格法であります。昭和四十九年
の附帯決議の内容からはきわめてほど遠いもので
あります。

すなわち、会社の社会的責任、大小会社の区
別、会計監査人の独立、監査法人の育成、休眠会
社の整理、財務内容の公開、株主総会及び取締役
会制度の改革等が求められたのであります。

これらについて、総理、今後どのように対処さ

れる見込みでありますか、緊急を要すると思いま
すが、お伺いをいたします。

特に商法中、社会的責任を明記することはきわ
めて重要と思いますが、いかがでありますか。

佐藤総理時代に「小骨も抜かない」と言いながら、
大骨はもろん肉まで取って、しっぽしか残らな
かった政治資金規正法の二の舞は許されぬもの
と思いますが、決意のほどをお伺いをいたしま
す。(拍手)

商行為は、ある意味において自由満達、律動的
でなければならぬ面ももちろんあります。しか
し、社会の秩序、公共の福祉等、おのずから限界
もまたあり、単なる利益追求のためにのみ存在す
るものでもありません。

不十分ながら、その一歩を踏み出したことを認
めたいものではありません。しかしながら、の
ど元過ぎれば熱さを忘れるではありませんが、
せつかくの審議会の答申が、業界等の反対など
大きく後退した事実も見逃せないのであります。

また、近時、企業も国際的連帯の中にあり、欧
米各国との体系の調整もまた必要となつておりま
す。現状において、無額面株式、自己株式の取
得、処分、罰則、株式相互保有の制限、連結財務
諸表の作成、ディスクロージャー制度の充実等々、
今後にまつ点があります。どのように対応する考
えであるか、お伺いをいたします。

次に、総会屋対策であります。
企業を食い物にするともに、企業自身を毒す
るこの種の行為の撲滅は、きわめて重要な課題で
あります。今回、無償供与の禁止、返還と罰則が
規定されましたが、「何人ニ対シテモ株主ノ権利
ノ行使ニ関シ」とあり、この判定はきわめて困難
であり、有償、無償の判断もまたしかりでありま
す。取締役、監査役、支配人その他使用人は、六
カ月以下の懲役または三十万円以下の罰金となれ
ば、だがこの事実を指摘するのにか、みずからの
首になわをつける者はありませんまい。その取り締
まりに当たって、どのように対応しようとするの

か、公安委員長にお伺いをいたします。

なお、会計監査人にこの事実判定の権限を与え
ることについてどう考えておられますか、あわせ
てお伺いをいたします。

また今回、一株五万円となりますが、端株所有
者の権利が抑圧され、締め出されることになる危
険があり、その権利を十分保障する措置は講ぜら
れますか。特に議決権を含めてお伺いをいたしま
す。

株式の相互保有について、ヨーロッパではおお
むね一〇％を限界としておりますが、親子会社を
含め、第三の会社に対して二五％以上、議決権を
失効といたしますが、さらに抑制すべきではな
かったのでしょうか。

次に、取締役及び監査役の資格制限に、たとえ
ば刑に処せられ執行後二年は少な過ぎないかどう
か。二親等以内への連座制など、企業の品格を重
んずる立場から厳格であることが求められると思
いますが、いかがでありますか。

今回の改正の最重点は、監査制度の強化にある
ことは御承知のとおりであります。同時に求めら
れていることは、企業役員の特権を排除し、民主
的運営を求めていることでもあります。

少数株主による監査役の忌避権行使、総会にお
ける質問の自由、追加議案の提出権の拡充なども
求められているところであります。

監査役、会計監査人の独立性はどうか確保され
るか、報酬など適正に定められる措置は講ぜられ
なければならぬと思っておりますが、万全と言え
るのか、お伺いをいたします。

海外の投融資も、七五年末で十億円以上の会社
で百六十五社に及び、総額三兆円を超えている状
況であります。七六年五月には実に六百九十社に
も及んでいるのであります。これらの財務、税務
の処理については、さきに述べたように、きわめ
て重要な問題を持ってあります。たとえばブラジ
ルにおける日本ウジミナスは五億ドルの売り上げ

であります。また、新日本製鉄、三井物産の出資
のアルマックスは四億ドルの売り上げでありま
す。大蔵大臣を含めまして、これらの適正な措置
についてどう対応されるか、お伺いをするので
あります。

今日段階で一番重要なことはディスクロ
ジャーの強化問題であります。

国民の企業に対する不信を払拭し、信頼を取り
戻し、秩序もあり、健全、明朗な企業体制を確立
することは、一にディスクロジャーのあり方に
あります。株主及び債権者の保護のみでなく、社
会の構成員としての義務でもあります。米、英、
西独、仏と比較して、連結貸借対照表、連結損益
計算書、子会社を含め報告されており、イギリス
においては、営業報告についても取引高の割合、
有利性、従業員数、政治などへの寄付金の明細、
輸出の明細、取締役の持株株式、社債などの開示
が行われております。今後の重要な課題として、
これらの例示した開示制度の充実を図ることが必
要と考えますが、明確な回答を求めますのであり
ます。

続いて経営委員会制度であります。
今回、提案のなかつた点であります。大会社
については越権行為、背任、特権を排除するた
めにも民主的運営が求められるのであります。
速やかに改善を求めるものであります。どうお
考えになられるか、お伺いをいたします。

同時に、使用人と取締役との兼務の制限または
禁止についてであります。

名譽的な意味で、長年勤続し功績のあつた者な
どに取締役などの役職とともに工場長、部長など
を兼ねることを、情として理解しないものではあ
りません。しかし、これらの二枚看板が時として
は悪用され、個人の責任と取締役としての責任の
明確を欠き、問題を複雑にしたり責任の回避に利
用された経験もありません。外国においても明確に
禁止しているところもあり、責任の明確化のた
め、このような対応を速やかに導入すべきだと考

えをいたします。

昭和五十六年四月十七日 衆議院會議録第十九号 商法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する沢田広君の質疑

えますが、いかがでありましょう。

最後に、今回の提案に係る資本金十億及び五億は果たして妥当なのか、企業分割は起り得ないか、負債額は二百億でよいのか、売上額が削除された点に問題はないか、あわせて会計監査人と委嘱会社との関係、従前、職務として従事してきた税理士と公認会計士との関係、公認会計士と相当企業との需給問題など、危惧する点なしといたしません。これらについて概括的にどのような対応をなさるのか、お伺いをいたします。

以上の改正は提言の一部であり、今後にもつところが多いのでありますが、今後の日程として、法務大臣の在任期間の関係もありましようが、どのような計画で進められるのか、今後の対応についてお伺いをいたします。

積み残しとなったこれらの問題点、いづころを目標として提案を考えているのか。また、私が提言をいたしました幾つかの確認事項及びその処理についてお伺いをし、細部は委員会において明確にすることといたしまして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) お答えいたします。

最初に、商法改正法案の提出が遅過ぎたのではないかとありますが、御承知のとおり、商法は、わが国の私法制度の根幹を律する基本法であります。株式会社制度は、それ自体非常に複

雑な制度でありますし、わが国の経済社会においても株式会社制度が果たしている重要な役割りを考えますと、その制度の改正には慎重な検討を要することは当然のことと思えますし、法制審議会等にもかけ、各界の意見も十分聴取して、法案を取りまとめ国会に提出した次第であります。

今回の改正案の内容につきましては、変動する社会情勢に対応して、さしあたり可能と考えられる改正をできるだけ盛り込んだものであります。なお解決すべき問題が多く残されていることは御指摘のとおりであります。政府としては、今後も引き続き、残された問題について改正のための努力を続けてまいりたいと考えております。

なお、企業の社会的責任についての規定を明記すべきではないかとの御意見がありました。企業の社会的責任の問題は、今日の経済社会においてきわめて重要な問題であることは十分承知いたしております。今回の改正案におきましても、会社がその社会的責任を果たすことができるようにするため、たとえば企業内容の開示充実など、個々の制度の改善策を盛り込んでありますが、会社の社会的責任に関する一般的な規定を商法の中に設けることが必要であり、かつ妥当であるかどうかについては、さらに検討を続けてまいりたいと考えております。

残余の点につきましては、所管大臣から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) お答えいたします。不正経理防止のために企業の情報のディスクロージャーをさらに強化せよ。

私は、証券取引法による上場会社の企業内容の開示制度ということは、投資者保護の観点から非常に大事なことだと思っております。だから有価証券報告書の提出を義務づけをしておいて、それを公表もいたしておるような次第でございます。しかも、その書類については、公認会計士の厳重な監査を経るといふことに、すでになつております。

大蔵省としては、従来から、公認会計士が不正経理について厳正な監査を行うよう指導してきておるところでございます。今回、上場会社でなくとも、商法の改正によって、これらのいわゆるディスクロージャーというものが拡充されることは大変望ましいことだと考えております。(拍手)

〔国務大臣奥野誠亮君登壇〕

○国務大臣(奥野誠亮君) 昭和四十九年以来商法の全面改正を目的として、法務大臣の諮問機関で

あります法制審議会で鋭意検討を続けていたいただいておりましたけれども、一昨年、会社の自主的監視機能の強化と、経済情勢の変動に対応する株式制度の合理化にしばって、今回一月二十六日改正の答申をいただいたわけでございます。緊急の情勢に対応して、さしあたり急ぐものを今回その答申に基づいて提案させていただきます。数多く

の御指摘をいただきましたが、総理からお話もございましたように、引き続き鋭意検討を続けて、なるだけ早く国会に提案させていただきます。こう考えておるわけでございます。

また、いただきました答申に對しましては、きわめて忠実に立法化に当たったつもりでございます。また、その審議の過程におきましては、あらゆる議論が公にされてまいりましたので、議論の結果、あるいは後退の印象をお受けになった面もあるかもしれませんが、私たちは最も合理的な結論が得られたものだと考えておるものでございます。

総会屋対策について、会計監査人が判定権を行使できるかというような式のお話ございましたが、会計監査人は、会計処理を会計原則に従って忠実にやっているかどうかというのを監査していくわけでございます。違法に当たるかどうかということ、むしろ監査役の役割りであろう、こう考えておるわけでございます。

株式の持ち合いにつきまして、もっと制限を強化すべきだという御趣旨がございました。

持ち合いは、過度にわたります場合には、業務の円滑な運営などにおいて効果を発揮できると考えておるわけでございますけれども、過度にわたりますと、御指摘のような弊害が生ずるわけでございます。その趣旨を明確にいたしましたために、今回立法させていただきましたのは、ドイツ

の制度を参考にして決めさせていただいたわけ
でございます。

取締役、監査役の資格の制限についても、さら
に強化すべきだという御趣旨の御意見ございま
した。

会社の資産の保全あるいは会社の經理の適正化
を図っていきますためには、厳しく資格を制限し
ていくことが大切だと考えておるわけでございま
すけれども、職業選択の自由でありますとか、あ
るいはできる限り活力ある経済活動を期待する
という立場から考えますと、必ずしもそればかり考
えられないというようなところで、調和をとって
決めさせていただいたつもりでございます。

次に、監査役、会計監査人の独立性のお話がご
ざいました。

会計監査人につきましては、そのために今回、
監査役の過半数の推薦によりまして、株主総会で
決めるといふことになささせていただきました。同時
にまた、監査役につきましても、その報酬は取締
役の報酬とは分けまして、監査役の報酬として株
主総会で決定をする。そして、取締役の影響をで
きる限り排除できるという仕組みをとらせていた
だいたわけでございます。

企業の海外進出についてのお話ございまし
た。
資本提携を含めまして企業結合の問題、これを
なお引き続いて検討してまいっておるわけござい
まして、その際に、資本の海外進出に關します

の問題もあわせて検討されるべきだと考えており
ます。そのようなことを通じまして、御要請にこ
たえてまいりたいと考えておるわけでございます。
す。

ディスクロージャーの強化のお話でございます
た。今回の改正の重要な点でございます。

会社の業務内容や財務内容を開示していく、そ
の開示を強化する目的をもちまして、業務報告書
でありますとか、あるいは監査役や会計監査人の
監査報告書、この記載内容を法務省令で決めるこ
とにしたわけでございます。開示の内容を強化す
るわけでありまして、記載方法を示しまして、
これをさらに充実させる方向で決めさせていただ
きたいと考えておるわけでございます。

なお、株主総会を招集します場合には、その際
に参考書類も送付しなければならぬということ
にいたしました。株主の批判もしやすいようにし
ていきたいと考えております。

経営委員会のお話でございます。
今回の改正におきまして、取締役会の専権事項
なども法定することを通じまして、取締役会の民
主化を図っているつもりでございます。経営委員
会を設けますと、せっかく民主化を図った取締役
会が形骸化されるおそれが出てくるのじゃない
か、そういうようなことで今回、経営委員会の設
置は見送ったような次第でございます。今後とも
なお検討される課題だと存じておるわけござい
ます。

使用人取締役についての御意見がございまし
た。

日本の経営風土の一つの特色であろうと思つて
おります。

一つは、終身雇用制をとっておること、した
がって、使用人が、従業員が登り詰めますと役員
になっていくわけがあります。もう一つは、わが
国は欧米の社会とは違ひまして、階級というもの
がございせん。したがって、使用人が登り
詰めて役員を兼ねているという例が多いわけござ
います。

まさに法律的には御指摘になりましたように問
題が多々ございます。しかし、経営的に考えてま
いりますと、日本の経営の特色として、また、あ
る意味においてはよい面も發揮しているようござ
いますので、これも御指摘の点も含めまして、
将来の検討課題にさせていただきたいと存じま
す。

最後に、大会社の範囲。

資本金は、上場会社に限らず非上場の会社につ
きましても、五億円の会社には公認会計士の監査
を義務づけることとさせていただきますし、売
上金の問題は、債権者あるいは株主にとりまして
は、それほど大きな影響を持つものでもございま
せんので、今回はこれを外させていただきます。ま
た、負債の金額が二百億円を超えるようなもの
は、やはり影響が大きいということで、大会社の
範囲に入らせていただいたわけでございます。

なお、いろいろ残された問題は、当初に申し上
げましたように、引き続き検討を加えまして、
できる限り早く立法して国会に提出するように努
力していく所存でございます。(拍手)

〔国務大臣安孫子藤吉君登壇〕

○国務大臣(安孫子藤吉君) 御質問は、今回の改
正案で、株主権の行使に關連する財産上の利益の
供与を禁止し、その違反に罰則を科することとし
ていることが総会屋対策として有効なのかどう
か。また、警察は、そのような違反事実を実際に
発見できるかどうかということでございます。ま
た、警察といたしましては、最近の暴力団が総会
屋に進出をいたし、あるいは総会屋が暴力団と
結託をし、またはその支配を受けて活動をいたし
ておる実情から、総合的な暴力団対策の一環とい
たしまして、これまでも総会屋対策を重視してま
いったところでございます。

総会屋の活動態様には各種のものがございま
す。その主要なるものは、株主権の行使に關連し
て金銭の供与を受けるといふものが多いのでござ
います。ただ、今回の改正案が、この種の行為
を禁止し、その違反を処罰するということにして
おりますことは、警察の総会屋対策の上でも有
効に機能してまいると考えております。
いづれにいたしましても、警察は、この改正法
が成立をいたしますれば、その趣旨を体し、国会
での御議論も踏まえまして、法の目的とするところ
が実現されますように最善を尽くしてまい

昭和五十六年四月十七日 衆議院會議録第十九号 朗読を省略した議長の報告 公衆電気通信法の二部を改正する法律案及び同報告書

ことを申し上げておきます。(拍手)

○議長(福田一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 鈴木 善幸君
- 法務大臣 奥野 誠亮君
- 大蔵大臣 渡辺美智雄君
- 通商産業大臣 田中 六助君
- 郵政大臣 山内 一郎君
- 國務大臣 安孫子藤吉君

出席政府委員 法務省民事局長 中島 一郎君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

- | | |
|--------|--------|
| 辞任 | 補欠 |
| 大橋 敏雄君 | 草川 昭三君 |
| 草川 昭三君 | 大橋 敏雄君 |

農林水産委員

- | | |
|--------|--------|
| 辞任 | 補欠 |
| 上草 義輝君 | 福永 健司君 |
| 福永 健司君 | 上草 義輝君 |

通信委員

- | | |
|--------|--------|
| 辞任 | 補欠 |
| 福永 健司君 | 原田昇左右君 |
| 原田昇左右君 | 福永 健司君 |

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

- | | |
|--------|-------|
| 辞任 | 補欠 |
| 石原健太郎君 | 田島 衛君 |

石炭対策特別委員

- | | |
|--------|--------|
| 辞任 | 補欠 |
| 北村 義和君 | 今枝 敬雄君 |
| 八木 昇君 | 細谷 治嘉君 |
| 今枝 敬雄君 | 北村 義和君 |
| 細谷 治嘉君 | 八木 昇君 |

沖縄及び北方問題に関する特別委員

- | | |
|--------|--------|
| 辞任 | 補欠 |
| 川崎 二郎君 | 中山 正暉君 |

(議案付託)

一、昨十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
難民の地位に関する条約の締結について承認を求めの件(条約第一四号)

難民の地位に関する議定書の締結について承認を求めの件(条約第一五号)

以上二件 外務委員会 付託
各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出第五二号)

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

(議案送付)

一、昨十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案
昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

蚕糸砂糖類価格安定事業団法案
住宅・都市整備公団法案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十六年三月三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

公衆電気通信法の一部を改正する法律
公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「通話の取扱若しくは交換」を「通話の取扱」に改め、同条第二号中「取扱」を「取扱」に改め、同条第四号中「但書」を「ただし書」に改め、同条第六号中「外」を「ほか」に改める。

第二十五条中「並びに第七条の規定により電話の交換に関する事務を委託されている郵便局及び第八条第一号、第五号又は第六号の規定により電話の交換に関する事務を委託されている者」を削り、「左の通り」を「次のとおり」に改める。

第二十六条第一項第二号中「二個以上」を「二個」に改め、同項第三号及び第四号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 集団電話の種類は、交換設備と電話機との間の電話回線に接続されるその電話機の数により、公社が定める。
第三十条第四項中「又は共同電話の種類」を削る。

第三十三条第一項中「若しくは共同電話の種類」を削り、同条第二項中「共同電話による通話が著しく少ないと認めるとき、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は共同電話の種類」を削り、同条第三項中「又は共同電話の種類」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 公社は、同一の集団電話の交換設備により接続される集団電話の電話機（第三十六条に規定する附属的なものを除く。）の数が、その集団電話の種類につき、第三十条第二項第一号の規定により公社が郵政大臣の認可を受けて定める数の十分の一の数に満たなくなつた場合において、現にその集団電話の用に供する交換設備の老朽化その他当該交換設備により公衆電気通信業務を継続して提供することが困難な事情が生じたときは、郵政省令で定めるところにより、郵政大臣の認可を受けてその集団電話につき加入電話の種類を変更することができる。

4 第三十七条の規定は、前項に規定する場合においては、その障害が軽微なものである場合その他郵政省令で定める場合を除き、適用しない。第四十四条の前の見出しを削り、同条を次のよ

うに改める。

(電話取扱局の種類)

第四十四条 公社は、加入電話に係る電話使用料の適用の基準とするため、電話取扱局について、その電話取扱局に係る加入電話等の数により、次の表に掲げるとおり、その種類を定め、これを公示しなければならない。

種類	加入電話等の数
一級局	八百未満
二級局	八百以上八千未満
三級局	八千以上五万未満
四級局	五万以上四十万未満
五級局	四十万以上

2 公社は、前項の規定によりその種類を定めた電話取扱局について、その電話取扱局に係る加入電話等の数が他の種類の電話取扱局に対応する数になつたときは、その日から一月以内に、その種類を変更し、これを公示しなければならない。

3 前二項の電話取扱局に係る加入電話等の数は、その電話取扱局及びその電話取扱局に収容されている加入電話から第四十六条第一号に規定する区域内通話をすることができる加入電話

を収容している他の電話取扱局に収容されている加入電話（契約の期間が公社が定める期間以内のものを除く。）を、公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話並びに第五十四条の三第一項に規定する有線放送電話接続回線のそれぞれの数の合計数とする。

第四十五条を削る。

第四十五条の二第二項中「区域外通話の」を「次条第三号に規定する区域外通話の」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十六条第二項を削る。

第四十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

区域内通話、隣接区域内通話又は区域外通話で、その通話に係る電話取扱局における接続の全部が自動的に行われるもの（以下「自動接続方式による通話」という。）以外のもの（以下「手動接続方式による通話」という。）は、次の二種に区別する。

第四十九条中「市外通話」を「手動接続方式による通話」に、「先だつて」を「先立って」に改める。

第五十条中「除く外」を「除くほか」に、「市外通話」を「手動接続方式による通話」に、「先だつて」を「先立って」に改める。

第五十二条第二項を次のように改める。

2 公社は、電話交換取扱者の認定を取り消され、取消の日から六月を経過しない者に対しては、電話交換取扱者資格試験を受けさせないことができる。

第五十二条第四項中「五百円をこえない範囲内において公社が定める手数料」を「公社が郵政大臣の認可を受けて定める額の手数料」に改める。

第五十四条の六第一項中「市外接続通話の種類」を「市外接続通話（その通話に係る電話取扱局における接続の全部が自動的に行われる通話及びその通話の相手方たる接続有線放送電話設備に係る有線放送電話接続回線が収容されている電話取扱局までの接続が自動的に行われる通話を除く。以下この条において同じ。）の種類」に改め、同条第二項中「市外通話」を「手動接続方式による通話」に改める。

第九十九条第一項第三号中「（定額料金制による加入電話若しくは地域団体加入電話又は定額料金局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備にあつては、二倍）」を削る。

別表中第2から第4までを次のように改め、第5を削る。

第2 電話使用料(電話取扱局に收容されている加入電話(契約の期間が30日以内のものを除く。)に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額	
	事務用	住宅用
単独電話(公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。)及び構内交換電話(構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。)に係るもの 1 級 局 2 級 局 3 級 局 4 級 局 5 級 局	一加入電話ごとに月額 ≧ ≧ ≧ ≧	1,400円 1,700円 2,000円 2,300円 2,600円
		1,000円 1,200円 1,400円 1,600円 1,800円

備考

- 1 住宅用とは、専ら居住の用に供される場所に設置されるものをいう。ただし、法人又は第28条第2項に規定する代表者の加入電話加入契約に係るものにあつては、郵政省令で定めるものに限る。
- 2 事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第3 通話料(加入電話又は公衆電話から行う自動接続方式による通話に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額	
1 加入電話から行う通話に係るもの イ 区域内通話料(郵政省令で定める種類に属する加入電話から行う通話で同一の電話取扱局に收容されている加入電話(その電話取扱局と同一の電話加入区域内にある他の電話取扱局に收容されている加入電話を含む。)相互間のものに係る料金を除く。)	3分までごとに	10円
ロ 隣接区域内通話料	80秒までごとに	10円
ハ 区域外通話料 区域外通話地域間距離	次に掲げる秒数までごとに	10円
20キロメートルまで	80 秒	
30 ≧	38 秒	
40 ≧	30 秒	
60 ≧	21 秒	
80 ≧	15 秒	
100 ≧	13 秒	
120 ≧	10 秒	
160 ≧	8 秒	
240 ≧	6.5 秒	
320 ≧	5 秒	
500 ≧	4 秒	
750 ≧	3.5 秒	
750キロメートルを超えるもの	3 秒	

昭和五十六年四月十七日 衆議院会議録第十九号 公衆電気通信法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十六年四月十七日 衆議院会議録第十九号 公衆電気通信法の一部を改正する法律案及び同報告書

2 公衆電話から行う通話に係るもの	1に掲げる料金額と同額
備考	
1 区域外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。	
2 公社は、区域外通話地域間距離が60キロメートルを超える区域外通話の料金のうち、夜間に係る料金並びに日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日をいい、同法第3条第2項の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日を含む。)に係る料金(夜間に係るものを除く。)について、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。	

第4 設備料(加入電話加入申込が承諾された場合のもの。ただし、契約の期間が30日以内の加入電話に係るものを除く。)

料 金 種 別	料 金 額
1 単独電話に係るもの	一加入電話ごとに 80,000円
2 共同電話に係るもの	一加入電話ごとに 48,000円
3 集団電話に係るもの	一加入電話ごとに 80,000円以内において、集団電話の種類に応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める額
4 構内交換電話に係るもの(構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。)	一加入電話ごとに 80,000円

附 則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (経過措置)

この法律の施行の際現に、改正前の公衆電気通信法第四十五条第一項の規定によりその種類を定められ(同条第三項の規定により変更された場合を含む。)、公示されていた度数料金局である電話取扱局の改正後の公衆電気通信法第四十四条第一項に規定する種類については、この法律の施行の時に於いて、その定められ、公示されていた次の表の上欄に掲げる度数料金局の種類に対応する同表の下欄に掲げる電話取扱局の種類として定められ、公示されたものとみなす。

一級度数料金局	一級局
二級度数料金局	二級局
三級度数料金局	三級局
四級度数料金局	四級局
五級度数料金局	五級局

3 この法律の施行の日前に支払うべき原因が生じた公衆電気通信役務の料金については、なお従前の例による。
(電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の一部改正)

4 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和三十五年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 単独電話に係る加入電話加入申込をした者

加入電話加入申込に係る電話取扱局(公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第二十五条に規定する電話取扱局をいう。以下同じ。)の種類に応じ、五級局については十五万円以内において、一級局については二十万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の電話取扱局については、これらの額を基準とし、電話取扱局の種類ごとに政令で定める額

二 共同電話に係る加入電話加入申込をした者

加入電話加入申込に係る電話取扱局の種類に応じ、五級局については五万円以内において、一級局については一万円以内において、それぞれ公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、その他の種類の電話取扱局については、これらの額を基準とし、前号の政令で定める額を参酌して、電話取扱局の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

第二条第一項第四号中「イ又はロ」を削る。

第三条第一項中「加入電話の種類(共同電話の種類を含む。以下同じ。に)応じ、五級度数料金局の単独電話については十万円以内において、七級定額料金局の単独電話については五万円以内において、それぞれ公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、五級度数料金局及び七級定額料金局の単独電話以外の種類の加入電話並びにその他の種類の電話取扱局については、これらの額を」加入電話の種類に「応じ、五級局の単独電話については十万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、五級局の単独電話以外の種類の加入電話及びその他の種類の加入電話及びその他の種類の電話取扱局については、この額」に改める。

理由

電話の近距離の通話料と遠距離の通話料との格差の是正等を図るため、遠距離の通話料を改定するとともに、日曜日及び祝日に係る料金を法定の料金より低く定めることができることとするほか、公衆電気通信業務の円滑な運営を確保するため、加入電話加入者の数が著しく減少した集団電話について、日本電信電話公社が加入電話の種類を変更することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、電話の近距離の通話料と遠距離の通話料との格差の是正等を図るため、遠距離の通話料を引き下げるとともに、日曜日及び祝日に係る料金を法定の料金より低く定めることができることとするほか、公衆電気通信業務の円滑な運営を確保するため、加入電話加入者の数が著しく減少した集団電話について、日本電信電話公社(以下「公社」という。)が加入電話の種類を変更することができることとする等の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 電話の料金に関する事項

(一) 区域外通話地域間距離が五〇〇キロメートルを超える区域外通話の料金を次のとおり改めることとする。

距離段階別

料金額(次の秒数に)	料金額(次の秒数に)
五〇〇キロメートルを超え	三・五秒(現行は七五〇キロメートルまで)
七五〇キロメートルを超え	行は三秒)
七五〇キロメートルを超え	三秒(現行は二・五秒)

(二) 公社は、区域外通話地域間距離が六〇キロメートルを超える区域外通話の日曜日及び祝日(祝日の振替休日等を含む。)に係る料金を郵政大臣の認可を受けて、法定料金より低く定めることができることとする。

(三) 電話使用料について、加入電話加入者が市町村等の法人であっても、郵政省令で定めるもの限り、住宅用が適用されるものとする。

2 集団電話に関する事項

集団電話について、公社は、当該集団電話の加入者数が加入申込に必要とされる数の十分の一に満たなくなつた場合において、当該集団電話の交換設備の老朽化等により公衆電気通信役務を継続して提供することが困難な事情が生じたときは、郵政大臣の認可を受けて、その集団電話につき加入電話の種類を変更することができることとする。

3 その他

(一) 共同電話の種類を廃止すること。

(二) 電話取扱局について度数料金局、定額料金局の区別を廃止すること。

(三) 電話交換取扱者資格試験を受けさせないことができる者を、電話交換取扱者の認定を取り消され、取消の日から六月を経過しない者に限ることとする。

(四) 電話交換取扱者資格試験の手数料の額について、公社が郵政大臣の認可を受けて定めることとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

なお、本案施行による公社の昭和五十六年度減収見込額は、約六百四十四億円である。

二 議案の可決理由

本案の趣旨及び内容は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十六年四月十六日
通信委員長 佐藤 守良

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に当たり、政府並びに日本電信電話公社は、次の各項の実施に努むべきである。

- 一 電気通信事業の高度の公共性及び日本電信電話公社設立の趣旨にかんがみ、経営の主体性を發揮し、効率的な事業運営を行い、公社の健全な財政を維持するよう努めること。
- 一 公社の監査機能の強化等経営委員会の充実に努めること。
- 一 通話料の遠近格差の是正、グループ料金制の導入などについて今後引き続き検討するとともに、福祉形電話の充実、国民のニーズに即した新サービスの提供に努めること。
- 一 地域集団電話の一般加入電話への種類変更に当たっては、加入者の理解と協力を得て円滑に実施すること。
- 一 電気通信事業の発展並びに企業努力の成果を

あげるために、同事業に従事する職員等に適切な労働条件が確保されるよう努めること。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十六年二月十二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律

産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「二十年」を「三十年」に、「昭和六十五年度」を「昭和七十五年度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(通商産業省設置法の一部改正)

2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第三十六条の十二第一項」を

「第三十六条の十第一項」に、「昭和五十六年十一月十二日」を「昭和六十六年十一月十二日」に改める。

理由

産炭地域における鉱工業等の振興を促進する等の必要性がなお存続している実情にかんがみ、産炭地域振興臨時措置法の有効期間を十年延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、石炭鉱業の不況による産炭地域の疲弊を回復するため産炭地域における鉱工業等の振興を促進する等の必要性がなお存続している実情にかんがみ、産炭地域振興臨時措置法の有効期間を延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 有効期間の延長等

産炭地域振興臨時措置法の有効期間等を十年延長する。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

3 産炭地域振興審議会の存置期限

産炭地域振興審議会の存置期限を十年延長する。

二 議案の可決理由

本案は、産炭地域の経済的、社会的疲弊を回復しようとする本法の目的が、いまだ達成されていない実情にかんがみ、産炭地域振興対策を

引き続き講ずるための措置として、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計予算石炭勘定に産炭地域振興対策費として八十六億二千八百三十三万六千円が計上されている。

昭和五十六年四月十六日

石炭対策特別委員長 森中 守義

衆議院議長 福田 一殿

(別紙)

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、今後十年間に確実にその目的を達成するため、産炭地域振興諸対策を強力かつ計画的に推進するとともに、特に、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 経済生活圏を定めるに当たっては、地方公共団体等の意向を十分勘案し、地域社会の調和のとれた浮揚が可能となるよう合理的な範囲を設定するとともに、当該地域の発展計画の策定及び実施に対して適時適切な指導を行うこと。

二 国の産炭地域振興基本計画及び同実施計画については、経済生活圏の発展計画との整合性を

勘案しつつ必要な見直しを行い、その計画性と実効性を確保すること。

三 産炭地域の指定の解除に当たっては、経済生活圏ごとに地域社会としての発展が可能と認められる合理的な評価基準によることとし、適切な経過措置を講ずること。

四 産炭地域振興対策を着実に推進するため、必要な財源を確保し、関係各省庁の当該地域における事業採択に格別な配慮を加える等諸施策の充実に努めるとともに、中央・地方における関係各省庁間及び関係地方公共団体等との連絡協調体制を一層緊密化すること。

衆議院会議録第十三号中正誤

へし 段行 誤 正

四五 四二 責任の発生等 責任等の発生

四〇 四一 企業例産 企業倒産

四三 二四 踏み切る 踏み切る

衆議院会議録第十四号中正誤

へし 段行 誤 正

四五 三末 多数 多数

四七 三一 再開発で 再開発での

四六 三末 引き下げる 引き上げる

明治十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（定価）
一〇〇部

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三〇四 大代
〒105